イギリスの民営化政策(3)

嶋 田 巧

月 次

- I プライヴァタイゼーションとは何か
- Ⅱ 公企業の重要性と民営化路線の推進

(以上第41巻第1号)

- Ⅲ ポピュラー・キャピタリズムと民営化政策
 - Ⅳ 財政面からみた民営化政策

(以上第41巻第2号)

- V 経済の活性化と民営化政策一競争・独占・効率
- 1. サッチャー政権下の産業政策
- 2. 政府介入と競争・独占
 - 3. 経済的効率と民営化政策

(以上 本号)

V 経済の活性化と民営化政策―競争・独占・効率

1. サッチャー政権下の産業政策

イギリスにおける民営化政策が、直接には財政収入を重要な目的とし、また政治的・イデオロギー的色彩に強く彩られているのは否定できない。 D. スワンはいう。いわゆる 民営化によって企業の効率性が上昇しなかったとしても、 サッチャー政府は 民営化政策を 正当なものと 考えるであろう。 なぜなら、サッチャー政府はだれがイギリスを統治すべきなのかという立場から、「根本的な政治闘争の一環」として民営化問題を とらえているからである、と。また A. ウォーカーは民営化(民活化)の進展とその帰趨は、 政治的な 社会的諸階級の長期に及ぶ 構造的対立を 反映したもの

¹ D. Swann, The Retreat of the State, 1988, pp. 295-296.

になると述べたが、事態はまさにそうした形で展開してきた。こうしたなかでニール・キノックの率いる労働党が新しい現実主義の立場にたって再国有化政策を撤回して民営化政策を実質的に追認したことは、その限りでサッチャリズムの政治的勝利――最近の水道事業や電力の民営化などは、やりすぎだとみられきわめて不評だが――といわねばならない。

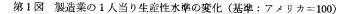
とはいえ、民営化政策広く政治経済戦略としてのサッチャリズムを政治とくに戦後の社会民主主義的合意との断絶をあらわすレトリックに満ちたイデオロギー的な側面だけを過度に強調することによっては、その意義を十分に明らかにすることはできない。政治的なまたイデオロギー的な危機の背後には、世界経済のなかでもっとも脆弱な地位におかれたイギリス経済の衰退、端的には生産性問題が横たわっていたからである。ある資料によれば、1950年代には日本より高くフランス、西ドイツに肩を並べていたイギリス製造業の生産性水準は、その後相対的には急速に低下し1980年には日本の半分以下、フランス、西ドイツの60%以下にまで落ち込んでいた(第1図および第14表参照——こうした統計は厳密な意味では信頼性に疑問があるとしても、ごく大まかな目安を示すものとしては有効であろう)。信念の政治家であるとともにすぐれて現実主義的な政治家サッチャーは、この点を深く認識していたと思われる。

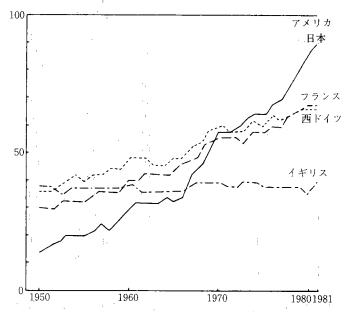
こうして民営化政策が戦後の長期にわたるイギリス経済の衰退を阻止する,つまり生産性問題に対処するための産業政策の一環として,何よりも 経済の活性化と効率化を意図したものであったことは否定できない。

ところで M. シャープと G. シェファードらは戦後イギリスの産業政策 について次のように、指摘している。

² A. Walker, The Political Economy of Pivatisation, Privatisation and the Welfare State, ed. by J. L. Grand and R. Robinson, 1984, p. 27.

³ M. Sharp and G. Shepherd with a contribution by D. Marsden, *Managing Change in British Industry*, ILO, 1987. なお林堅太郎『プライバタイゼーションーイギリス産業社会の再生戦略』法律文化社, 1990年, 105-107ページも参照。





資料: Alain Lipietz, Mirages et Miracles: problèmes de l'industrialisation dans le tiers monde, Éditions La Découverte, 1985. [若森章孝・井上泰夫訳『奇跡と幻影一世界危機と NICS』新評論, 1987年, 19ページ図2] (CEPII, 《Dualité, change et contraintes extérieures dans cinq économies dominantes》, Economie prospective internationale, n° 13-14, 1983.)

イギリスでは産業政策は1960年代にはじめて経済政策と区別されたものとしてあらわれたが、同時にそれは産業的衰退に対するもっぱら単純かつ包括的な療法とみなされるようになった。こうして1970年代前半まで産業に対して「何らかの一環した戦略」が存在したとみることは困難であり、産業政策という語を用いることができるかどうかも問題である。むしろ「産業問題に関する首尾一貫した統一的かつ持続的なアプローチの発展に失敗した」ことが顕著な特徴である。産業に対する多くの政策は存在したが、それはいわば個別的な性格のもの、つまり「特定の問題に対する比較的特

1	フランス	西ドイツ	イギリス	日本
金属産業	62	64	28	122
鉄鋼・金属	70	91	38	137
産業用機械	71	65	27	117
電気・電子機器	50	40	26	135
輸送用機器1)	55	55	21	94
非金属産業	73	70	47	59
建設資材	.71	76	38	47
繊 維	64	69	46	48
木材、紙、その他	63	67	42	66
化学製品	78	79	46	101
食品・農業	76	48	54	43
製 造 業	69	67	38	90

第14表 製造業の1人当り生産性水準,1980年(基準:アメリカ=100)

注 1) この部門の相対的変化は急激である。例えば日本は1981年に アメリカを追い越し、相対的水準101に達した。

資料: Ibid. (同上, 190ページ表7)

定の解決」を意図したものであった。あるいは「イギリス病に対するすみ やかな 効果を生むことに 失敗して 放棄された ファッショナブルな "治療 薬"をともなった没頭を反映するものであった。」

ただ、戦略が存在したかぎりでは、それはイギリス産業の衰退についての二つの見解を反映したものであった。保守党が総じて競争の欠如を問題として市場諸力による調整を重視したのに対して、労働党は規模の視点から国有化と合理化を強調してきた。もっともヒース保守党政権下の1972年産業法がきわめて介入主義的であることに端的に示されるように、その区別は単純ではない。

要するに競争と技術革新を促進する諸政策は、保守・労働の両政府を通じて余り熱心に追求されず、病気の原因というよりその症状に対処するために必要なマクロ経済政策によってくじかれた。完全雇用、国際収支、インフレーションなどに関するマクロ経済政策がミクロ経済政策に優先され

た。生産性問題が決定的であるとは認識されず、マクロ経済的バランスが ミクロ経済的バランスを達成する前提とされたのである。 1975 年以後に なって、ようやくミクロ経済的バランス、サプライサイドの目標の達成が マクロ経済的バランスの前提と認識された。つまり、イギリスの産業問題 がマクロ経済的起源を持つという認識は、ミクロ経済的制約が正当な位置 を占めるよりバランスのとれた見解に徐々に道を譲った。

このように生産性問題を軸にすえて産業政策の歴史と発展を整理した M. シャープらは、また次のように指摘している。サッチャー政権下の産業政策は、調整問題がその中心問題となってきたなかで、政府介入の否認にもかかわらず、実際には、「多くの点で過去のどんな時よりも部門間調整問題にもっとも密接に適合している。」こうしてそれはイギリス産業を「正しい方向」へ向けはじめている。サッチャー政権とくに第一次政権のもとでの産業政策が何よりもスタグフレーションなかんずく過剰生産力問題が深刻化したなかで推進された産業再編・構造調整路線であったことを示唆したものといえよう。

また林堅太郎氏も、M. キャンベルのいうように産業政策を「直接的介入 戦略」と「社会的市場戦略」に分類できるかどうかは「はなはだ不確か」 としながらも、次のように論じられている。1970年代後半までのイギリス の政策は「おおむね『介入的』で『支持的』」であった。「合併策など『規模 の経済』を追求することによって産業の復興と対外的競争力を実現しよう とする」点で、保守・労働両政府に共通した特徴がみられた。しかし、 「『規模の経済』効果を追求するといっても、企業レベルの生産性を引き上

⁴ *Ibid.*, pp. 148-149. しかし三つの点, すなわち①ミクロ経済的目標の達成には, 安定した支持的なマクロ経済的枠組が本質的, ②政策には首尾一貫した継続性が必要, ③多くの点で政策は, なお原因よりむしろ兆候に狙いを定めている点で過去の教訓を無視している, と評価している (pp. 149-150)。

⁵ 林堅太郎, 前掲書, 122-123ページ。

げる方向でこれを結実させるのは容易でなかった。」ところが、「社会的市場戦略」にもとづくサッチャー政権の産業政策は、「従来の競争政策のレベルをはるかに越える徹底したものになった。それは、産業への個別的支援を大胆に削減しつつ、企業レベルの生産性引き上げに力点をおく、ミクロ政策としての産業政策への転回という方針を明確に持つものであった。そしてまた、この限りで、伝統的産業政策はもはや必要でないし有害ですらある、という信念にたつものであった。」

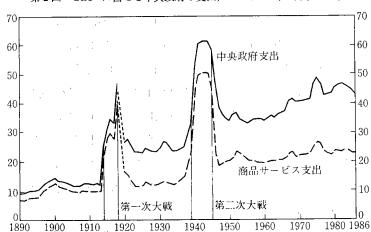
こうした産業再編・構造調整路線としての産業政策の一環として民営化 政策をとらえるべきであろう。その理由をわれわれは、サッチャー政権下 の産業政策の基本的性格そのものに求める。

確かにごく一般的にいえば「小さな政府」を旗印としたサッチャー政権が、政府介入の縮小を基調として市場志向的アプローチを重視していることは明らかである。1980年代初頭には深刻な不況の影響もあり、GDPに占める中央政府の支出の比重は増大したが、第二次サッチャー政権以後景気の回復もありそれは低下しつつある。とはいえ歴史的にみれば1950年代半ば以降ほぼ一貫して続いた財政の肥大化傾向にわずかに歯止めがかかった程度であり、依然として「大きな政府」の実態はそれほど大きく変わっていない。また商品・サービスに対する支出の割合もほとんど変わっていないのである(第2図参照)。

このように財政の肥大化,したがってまた政府介入は1980年代においてもなおきわめて重要な役割を演じているのであり,政治的視点を強調するボブ・ローソンの次のような指摘は,問題をあまりにも単純化しているきらいがある。

⁶ ただし、この点は単なる量的な問題ではなく、その内容の変化が重要である。

⁷ B. ローソン (伊藤誠・野口真訳) 「サッチャー革命の成功と限界」 『エコノミスト』 1988年11月7日号。



第2図 GDP に占める中央政府の支出, 1890-1986年(単位:%)

資料: HM Treasury, The Government's Expenditure Plans 1988/89 to 1990/91, Vol. I, 1988, p. 95.

以前の政府から受け継がれてきた集産化の遺産を解体するとともに、個人主義と 自助の過酷な哲学を精力的におしすすめることによって、サッチャーは、社会主義 とそのすべてのあらわれにたいし十字軍のように仮借ない戦いを進めてきた。・・ ・経済のすみずみにまで、規制緩和の一途な追求と自由競争の促進とがおよんでい る。産業政策の分野では、長期経済開発の方針を戦略的に策定するうえでの国家の 役割が、ほとんど放棄されてしまった。国家に代わってこの任務は、競争と市場の 自動メカニズムに委ねられた。

しかし、現実には、サッチャー政府も政策次元において政府介入を、つまり産業政策そのものをまったく否定したわけではない。

確かに、たとえば中央政府の研究開発 R & D 従事者が激減し、その支出の資金拠出者の変化をみても政府の比重は49%から40%に低下(他方、民間企業の割合は42%から48%に増加)した。このようにサッチャー政権

下で R & D における政府の役割は縮小した。

他方で、とくに不況が底をうって以降、産業技術の研究開発と促進を、いわゆる民営化などの民間活力の利用と並んで重点的な課題として、技術振興予算の確保、国際共同研究開発への積極的参加、科学技術者の育成など幅広い政策展開を図ってきた。競争力の維持のために技術革新が不可欠との認識から、とくに情報技術活動担当大臣を任命して以降、イノベーションへの援助と R & D が政府のもっとも強調する分野となってきた。

それは端的に言えば、衰退産業(企業・プラント)の切り捨てに重点を おきつつ、他方で成長部門の育成を図ろうとするものである。この点をご く簡単に具体的にとりあげておこう。

まず第一次サッチャー政府のもとで、とくに不況期に産業的支出がかなりの額にのぼっていることが注目される。確かに地域援助は削減され、貧困地域での企業ゾーンの創出において政府介入は意図的に縮小された。だがすでにみたように1972年産業法に基づく重要な選択的援助も含めて、とくに1980-82年に自動車、鉄鋼、造船、航空・宇宙部門を中心とした公企業に多くの援助がなされた。こうして GDP に占める貿易・産業支出の割合は1979/80年の1.1%から1986/87年には0.4%に激減したものの、1982/83年においてはなお0.9%を占めていたのである。

構造調整における衰退部門や企業あるいは社会政策的意義を有する地域 援助などの切り捨てという側面――新自由主義的な市場原理の主張またレ

⁸ 前田啓一「産業構造・産業政策」(内田勝敏編著『イギリス経済』第3章, 世界思想社, 1989年), 70-72ページ。

⁹ より一般的に言えば、サッチャー政府が公共部門の削減と信用引締めを徹底しえなかったから不況はこの程度にとどまったのであり、財政の肥大化はイギリス経済の困難の元凶のようにいわれながらいぜんとしてその存立の土台となっている。森恒夫「イギリスにおける財政肥大化とスタグフレーション」『経済学批判』11号、69ページ。また「経済戦略としてのサッチャリズムは『ケインズ=ヴェバリッジ体制』への挑戦であるとしても、それとの完全かつ全面的な訣別を意味しないのである。」(拙稿「サッチャリズムとイギリス経済の変貌」『唯物史観』VOL. 29、1986年11月、26-27ページ)

トリックにもっとも適合的――においても、世界不況のもとで介入すなわち市場原理の否定を強制されたのである。あるいは過剰設備・過剰人員削減のための援助など、より積極的に政府介入のもとで効率化を図ろうとしたのである。

イギリスにおける政府介入と産業政策の歴史を論じた A. スクーセと 10 R. ジョンズーオーエンは,保守党政府はマネタリスト的な原理の若干を実践に移そうとしたが「1970年代の産業政策を全面的に変革したと結論すべきでない。」初期の3年間において「そのインパクトはあるものは恐れ他のものは望んだほどには大きくなかった。この政府は――多くの他の政府と同様に――多くのさまざまな方法で産業に影響を及ぼし続けている」と評価している。また M. シャープらも非介入主義という哲学のもとで「以前の政策フレームのいかに多くが再現したかは驚くべきことである」と指摘している。以前の政策との連続性をやや過度に強調するきらいはあるとしても、これらの評価はけっして誤りではない。

市場の力を最大限にする市場志向的アプローチにもとずく一般的な経済政策の内部において、なぜ産業援助が必要であるかについて J. シェファードは次のように指摘している。産業政策が将来の見通しを持っており、ある程度まで最後の手段であるかぎり、そこには固有の矛盾は存在しない。直接的な政府援助は、市場が適切な答えを与えないですみやかにそうできない場合には適切であろう。またかっては技術や R & D 援助において固定資本の更新を通じての近代化が主に重視されたが、現在では積極的調整と国際競争に対応するために技術自体に力点が移行し、また労働者

¹⁰ A. Skuse and R. Jones-Owen, Government Intervention and Industrial Policy, Third edition, 1983, pp. 98-102.

¹¹ M. Sharp and G. Shepherd with a contribution by D. Marsden, op. cit., p. 122.

¹² J. Shepherd, Industrial Support Policies, National Institute Economic Review, Nov. 1987. pp. 59-61.

の知識や技能、情報の問題などが強調されている。貿易産業省の支出についても一現在の支出額を所与とすれば一技術とイノヴェーションにかなりの重点が置かれているのは適切である。

実際、サッチャー政権が一初期には躊躇したものの一とくに景気回復の始まる 1982/83年以降、成長・先端技術部門を重視してきたことは事実である。ME 産業支援計画 (MISP)、ME 応用プロジェクト (MAP) などマイクロエレクトロニクスを中心に光ファイバーやロボット化への取組み、またフレキンブルな製造システム、バイオテクノロジー、品質管理システムの促進のための特別のスキームであり、これらはすべて特定のプロジェクトに対する補助金だけでなくコンサルタント、フィージビリティ調査を含んでいる。さらに1983年以前の製品・工程開発スキームにかわったイノヴェーション支持計画のなかの新プロジェクト開発に対する一般的な援助がある。

こうして最近の貿易産業省の支出をサッチャー政権成立時と比較すると、地域・選択的援助や造船、鉄鋼、自動車などに対する援助を中心に、13 その支出は実質ベースで大きく減少した。そのなかで技術・研究開発を中心とした産業支持支出は約1.7倍すなわち1億4200万ポンドから2億4000万ポンド(1979/80年価格)に増加した(第15表参照)。1980年代に産業に対する公的支出が減少するなかで、イノヴェーションに対する支出は唯一の重要な成長部門となっているのである。

そして1980年産業法によって国家企業庁の役割は根本的に修正された。 ロールス・ロイスとブリティッシュ・レイランド(現ローバーグループ)

¹³ 石炭、繊維、造船、鉄鋼などの不況にともなう高失業地域への対策として展開されてきた地域産業政策も、非効率で高くつく政策とみなされるようになった。こうして1979年以降対象地域と投資補助率の削減が推進され、1982年には廃止された。それにかわって1981年から、より狭い範囲をカバーするにすぎない「エンタープライズゾーン・エンド・フリーポート」が全国11か所(その後14か所追加)で指定された。林堅太郎、前掲書、127-128ページ参照。

第15表 貿易産業省の支出の内訳¹⁾, 1979/80~1987/88年 (単位:100万ポンド)

Lutter of Str	1979/80	時 価	
支出の内訳	1979/80年	1987/88年 ²⁾	1987/88年2)
地域・選択的援助 ⁸⁾	509	159	276
産業支持4)	142	240	417
航空・宇宙,造船,鉄鋼, 自動車産業に対する援助	338	80 ,	139
国際貿易	28	26	45
国内取引・産業及び消費者 保護のための規制	8	13	22
中央・雑サービス	63	74	128
総額	1,088	592	1,027

- 注 1) 国営企業を除く。
 - 2) 推定。
 - 3)投資援助における部門及び国家スキームを含む。
 - 4) 主として技術, R & D および助言サービス。

資料: J. Shepherd, Industrial Support Policies, National Institute Economic Review, Nov. 1987, p. 61 Table 1.

に対する責任が解除され、多くの子会社が売却された。国家企業庁は廃止の声もあったが、ほとんど全面的にハイテク活動の促進に従事する形で存続し、1981年に全国研究開発公社(NRDC-1947年設立)と合併しブリティッシュ・テクノロジー・グループ (BTG)となった。もっともこの BTG はハイテク産業の新技術開発を援助する融資機関であるが、その活動は相対的に控え目であり、民間資本の活動をますます強調しているという。

これらは構造調整路線におけるハイテク部門の重視による産業構造の高度化を促進する面を表わすものであろう。サッチャリズムを単に「小さな政府」論や市場原理による非介入主義として一般的にとらえるだけでは不十分なのである。ただし、研究開発支出において依然として航空宇宙など軍事関連が多いこともあり、イギリス経済の競争力強化という点からみてサッチャー政権下の産業政策が適切であったかどうかはおのずから別問題

である。

ところで産業技術開発、協力活動を推進してきた貿易産業省は、1988年1月技術開発政策を含めてこれまでの政策を見直して、新政策「貿易産業省一企業のための部局」(DTI-THE DEPARTMENT FOR ENTERPRISE)を公表した。それは民間活力を大幅に取入れた改革といわれ、MISP(ただし例外あり),技術革新支持計画、ソフトウェア製品のための支持などは廃止されたが、企業間や大学・研究機関の協力を奨励しまた中小企業を重視しつつ産業開発支援の効率化と先端技術分野などの技術革新などが依然として大きな位置を占めているようである。すなわち、貿易産業省の技術開発政策の目的として、以下のことを重点としている。

- ・産業が研究開発支出を増加し、新技術をより効率的に応用すること
- 技術移転の量的・質的増加
- ・産業が産業自身及び学界の資源を国内及び国際的な研究開発協力を通じて最効率 的に利用すること
- ・特に先端技術分野及び地域における小企業の技術革新 を奨励することに重点を置くこととしている。 このため市場に近い研究開発を支援することから
- ・企業間のより長期的な研究協力を推進し、また高等教育機関と企業との協力を奨励すること
- 技術移転の促進

を強調し、個々の企業への一般的な研究開発助成を廃止することとした。

こうした点から言えば、サッチャー政権下の産業政策においても介入の 力点や形態の変化などを重視すべきであって、政策次元において非介入主 義を原理とみることはできない。国際競争の激化を背景として、政府介入

^{14 「}英国の産業技術開発政策の動向」『JETRO 技術情報』1988年7月号,2ページ。なお大江守邦「イギリスのハイテク・産業政策・国際貿易」(池本清編『日米欧ハイテク開発競争―国際貿易の将来像』有斐閣選書,1986年)、太田進一「英国における技術革新政策の最近の変化と要因」『商学論叢』(福岡大学)第34巻第1号、24-28ページも参照。

は依然として現代資本主義の生命線なのである。

2. 政府介入と競争・独占

さて産業政策がこのようなものであるならば、その一環としての民営化政策はいったいいかなる意義を持つのか。民営化政策はしばしば――狭義の意味で理解されたうえで――市場原理とくに競争を重視した非介入主義に立つ「新しい産業政策」として位置づけられ評価される。もっとも経営・管理能力に関する公企業をめぐる問題の解決においては、同じく民営化を推進しようとする流れにおいても、国家独占体の単なる民営化では公的独占から私的独占の移行にすぎないとして競争あるいは独占の規制を重視する見解と、政府介入のもとでの官僚制の影響や弊害を重視して民営化自体がその緩和・解消につながる面を強調する見解がある。

こうしたなかで新自由主義的なイデオロギーやレトリックではなく,実 態面を重視して民営化政策における政府介入と競争・独占をめぐる動向を とりあげて検討しよう。

まず第一に、すでに触れたように激しい競争に直面し民間企業と競合していたブリティッシュ・レイル (BR) や国家企業庁 (その後 BTG) 傘下の子会社の民間大企業への売却などは確かに政府介入の縮小あるいは放棄であるが、それはいかなる意味でも競争の促進ではありえない。たとえば、BR の子会社ホーバー・クラフトサービスはその主要競争相手であるホーバーロイと合同して新しい民間会社ホーバー・スピードとなったし、フェリー事業部門のシーリンク UK はシー・コンティナーズの子会社ブリティッシュ・フェリーズへ売却された。そして BTG の子会社でマイクロチップメーカーのインモスは、電機会社ソーン EMI に売却された。これらはテーク・オーバーブームの一環として、実質的に独占再編成の機能を担うものであった。

またイギリス鉄鋼公社そのものの民営化に至る過程において、多くの子会社が売却されるとともに、フェニックス計画と呼ばれる合弁会社の設立が推進された。それは膨大な過剰設備と国際競争の激化を背景として、なによりも民間企業との競合回避を意図したものであった。

さらにブリティッシュ・テレコム (BT) の民営化とともに推進された電気通信産業の自由化においてもいわゆる「複占政策」がとられ、BT の主要な競争相手として当面マーキュリー社しか認められていないのが現状である。それは「ライオンとネズミとの競争」にすぎないが、このような競争ですら BT はそれに対応して収益性を維持し高めるために、基本的な公共サービスの削減が行なわれ、設備投資が進められた。またカナダのマイテル社を吸収するなど垂直的統合による競争力の強化もはかられている。いずれにせよ、それは「コントロール下の競争」であり、「公有から私有プラス規制」への移行である。そして郵電公社から電気通信事業を切り離してまず BT を設立し(1981年10月)、その後イギリスの情報技術産業界における「旗艦」として分割せずに民営化したこと、あるいはマーキュリー社自体が政府の「半ば肝入り」で設立された経緯などをみれば、電気通信産業における自由化とは新しい技術条件と国際競争の激化を背景とした政府主導による独占再編成にほかならない。

このように民営化にあたって競争の促進が強調されたことは、戦後イギ リス経済における「非競争的寡占体質」を問題にしたとも言えるが、実態 的には必ずしも文字通りに受けとることはできない。

第2に国家企業庁傘下の企業の民営化(持ち株の売却)などと異なり、 主要な国家独占体の民営化については、当該企業の支配や資産の処分に関 してほとんどの場合政府介入の余地が残されている。すなわち、少数株の 保有のほか「完全民営化」であっても多くの場合特権株(いわゆる 黄金

¹⁵ 林堅太郎, 前掲書, 27ページ。

株)の保有や新たな規制機関(電気通信庁 OFTEL やガス庁 OFGAS など)の設立など「重要な民営化措置の多くは『条件付き』で実施されてい16 る。」

ここでは会社法上の工夫によって登場したといわれる黄金株についてみ 17 よう。

サッチャー政府は強力に民営化を押し進める一方で、民営化企業に対する政府のコントロールを維持すべく、"各個人"(一株主)の持ち分を議決権付発行済株式総数の一定比率(通常15%)に制限することを定款で定めたり、さらに特別の権限を付与した黄金株を新たに導入した(第16表、第17表参照)。イギリスでは定款の定めに従い、普通株式とは異なる権利を付与する株式の発行を認めており、この規定に基づいて発行されたのが黄金株である。

この黄金株すなわち特権株(企業により特権優先株、優先株、特権償還株などと称される)の株主は、管轄の大臣またはその代理人 Nominee である。その株主つまり管轄の大臣は株式総会に出席し発言する権利を有す

¹⁶ T. Thiemeyer and G. Quaden, The Privatization of Public Enterprises: A European Debate. (T・ティーマイヤー「民営化の諸概念」(尾上久雄・廣岡尚哉・新田俊三編訳『民営化の世界的潮流』第1章, 御茶の水書房, 1987年), 26ページ〕また榊原秀訓氏は「適切な審査または責任」なしで政府が介入のために利用できる手段を「会社法上の技術による介入」と「契約上の技術による介入」に区別して検討されて、政治的介入を排除するとの政府の主張は、レトリックにすぎず、「不透明なまたは明示的な広範囲な政治的介入」の手段を排除するものとはならなかった、と結論されている。榊原秀訓「イギリスにおける国有企業および民営化企業の法的検討」『法学論集』25巻112号(1990年3月)参照。

¹⁷ 得美翁「英国ジャガー社買収と黄金株式」『商事法務』NO. 1202 (1989年12月15日) 40-41ページ。また C & W 社のケースを中心に井上照幸「英国・民営化企業における特権優先株式」『産業研究所紀要』(高崎経済大学) 24巻1号も詳しく、有益である。ただし民営化企業の黄金株保有をめぐるサッチャー政府の態度は、必ずしも首尾一貫していないようである。たとえば、海運のシーリンクや空港事業のブリティッシュ・エアボーツ・オーソリティ (BAA) には黄金株が設定されているが、空運のブリティッシュ・エアウェイズや港湾事業のアソーシエイテッド・ブリティッシュ・ポーツにはない。またエネルギー事業のブリティッシュ・ペトロリアムでは持株制限、黄金株とも設定されていない。

第16表 民営化企業における特権株式

(1985年6月現在)

会 社 名	業種	民営化移行	発行時期	名 称
ケーブルアンドワイ ヤレス	通信事業	1981年9月	1981年11月1)	特権優先株式
アマーシャム・イン ターナショナル	放射性化学物質	1982年 2 月	1982年 2 月	特権優先株式
ブリトイル	石油,ガス精製	1982年12月	1982年11月	特権優先株式
エンタープライズ・ オイル	石油,ガス関連	1984年6月	1984年6月	特権優先株式
シーリンク	港湾・フェリー	1984年7月	1984年7月	優先株式
ジャガー	自動車製造	1984年7月	1984年 6 月	特権償還株式
ブリティッシュ・テ レコム	通信事業	1984年11月	1984年7月	特権償還株式
ブリティッシュ・エ アロスペース	船空機・宇宙開 発	1981年 2月	1985年 5 月	特別株式

注 1) 井上氏の論文(本文)のなかでは1983年11月となっている。

資料: 井上照幸「英国・民営化企業における特権優先株式——黄金株を C & W 社の事例にみる——」『産業研究所紀要』 24巻1号 (1988年10月)。 [Her Majesty's Treasury/Official Committee on Nationalised Industry Policy, Special Rights Shares, 23 July 1985. の〈Annex A〉に基づいて作成。]

るが、それ以外の通常の議決権や配当請求権など普通株の株主の持つ権利 は有していない。他方で、重要な諸問題について特別株主の同意を要件と する、あるいは他のすべての株主を上回る特別の権限が付与されている。 すなわち、

- ① 株式保有に関する定款の規定の変更・削除。同規定の文言に関する 解釈の変更・削除。黄金株式に付与されている権利の変更・削除。
- ② 株主総会の決議による会社の解散。
 - ③ 普通株式とは異なる議決権を持つ株式の発行(ただし、議決権を有 しない株式の発行はこのかぎりではない)。
 - ④ 企業資産の全部または相当部分の売却。

黄金株の内容・形態は民営化された企業ごとに若干異なるが、ほぼ共通

規制なし

15%まで

会	社	名	特権株式	"各個人"の 持株限度	外国人持株 の限度
アマーシャ	ム・インタ・	ーナショナル	ある	15%まで	規制なし
アソーシエ シュ・ポー		・ブリテイッ	ない	規制なし	規制なし
ブリティッ ソリティ	シュ・エア	ポーツ・オー	ある	15%まで	規制なし
ブリティッ	シュ・エアリ	ロスペース	ある	規制なし	15%まで
ブリティッ	シュ・エア	フェィズ	ない	15%まで	25%まで
ブリティッ	シュ・ガス		ある	15%まで	規制なし
ブリティッ	シュ・ペトロ	コリアム	ない	規制なし	規制なし
ブリティッ	シュ・テレ	コム、	ある	15%まで	規制なし
ブリト	イル	•	ある	規制なし	規制なし
ケーブルア	ンドワイヤリ	レス	ある	15%まで	規制なし
エンタープ	ライズ・オイ	イル	ある	規制なし	規制なし

第17表 民営化企業における持株規制の現況

注 1) ロールスロイスの "各個人 (individual)" の持株限度は, 1989年1月1日 までに限り、認められている。

ある

ある

15%まで

15%まで1)

資料:同上 [The Observer, Sunday, 25 October, 1987.]

ジャガー

ロールスロイス

するのは以上のような内容である。この黄金株の主要な狙いは外国資本に よるテーク・オーバーの阻止といわれるが、大蔵省の資料は黄金株の保有 についてこう指摘している。国益の一定の側面を確保したり、あるいは初 期における企業の独立を保証するために「政府は民営化された企業の将来 の所有. 統制または管理に対する特別の限定された権限を維持することを 必要とした」、と。つまり、当該企業の事業内容からみて、支配の変化や 重要な資産の売却が安全保障を含む国益に影響を及ぼす場合や、そうでた い場合でも商業ベースの民間企業としてその基礎を確立するまで保護する ことの必要性を理由に「特別の限定された権限」の維持を正当化したので

¹⁸ HM Treasury, Privatisation in the United Kingdom: Background Briefing. 1987. なおこの点は国籍による差別を禁止する EEC 法の存在のために一般的禁 止として表現されている面を有する、という。榊原、前掲論文、217ページ。

The state of the state of the

ある。

そして国益に関わる場合には、黄金株は永久的なものとして有効期間は無期限とされている。たとえば、ケーブル & ワイヤレス、シーリンク、BT、ブリティッシュ・ガス、ロールスロイス、BAA などである。これに対して、民間企業として自立するまでの経過措置の場合には有効期間は5年間とされている。したがってすでに期限が切れたアマーシャム・インターナショナル(1988年3月)やエンタープライズ・オイル(1988年12月)の例もある。また1988年11月に民営化されたブリティッシュ・スティール(BSC)では1993年12月に有効期間がきれることになっている。

この黄金株は民間企業に対する政府介入にとって、広大な意義を持つものである。T. プロッサーは言う。黄金株は「当該企業と政府との非公式な交渉を促進する。」「これが実際にその活動にどのような影響を与えるかはまだ明らかではない。しかし、明らかなことは他の私企業と全く同じように市場の規律にのみ従うものとして民営化された企業という理念は実現されていない」、と。P. カーウェンもそれは「民営化された企業の構造を有効に指示し」、その株式を所有するものを「かなりせまい範囲に限定することを可能にする」と評価している。そして新しい労働党政権が、より強力な「プラチナ」株を導入しないであろうかと問題を投げかけてもいる。

ところで、EC 市場統合を背景としたジャガー社をめぐる国際的な合併・吸収M & A の動きのなかで、黄金株をめぐる問題が注目されることになった。GM とフォードはイギリスの高級自動車会社ジャガーを傘下におさめたいとの意向を持っていたが、その実現は困難であるとみられていた。というのは、1984年のブリティッシュ・レイランド(当時)からの民営化

¹⁹ T. Prosser, Nationalised Industries and Public Control: Legal, Constitutional and Political Issues, 1986, p. 101.

²⁰ P. Curwen, Public Enterprise: A Modern Approach, 1986, pp. 216-217.

に際して、ジャガー社は定款で一株主による出資比率を15%に制限し、かつ、この規定を変更するためには黄金株を保有する貿易産業大臣の同意を必要としたからである。ところが、1989年10月31日になりニコラス・リドリー(当時貿易産業相)は、ほんらい1990年12月31日までの期限をもつジャガー社の黄金株を、突然放棄すると発表したのである。これをうけて11月2日にフォードはジャガーに対する株式公開買付(TOB)を発表し、他方で12月1日のジャガー社特別株主総会において出資比率を制限する定款の規定が削除された。こうしてフォードによる TOB の実現にむけて大きく前進することになった。

初めての黄金株の権利放棄だけに衝撃は大きく、株式市場では他の民営 化企業についても同様の可能性があるとの思惑も生じた。ジャガー社の場 合、外資導入に積極的なサッチャー政府の態度を背景に、単独での事業再 建がほとんど不可能とみなされたことが黄金株放棄の理由と考えられる。 しかし、すでにふれたように(注17参照)一般にこの点をどう判断するか について明確な基準はないようである。

第3にこうした実態を反映して、政府による民営化政策における市場原理とくに競争の位置づけも事実上変化している。この点は大蔵省資料に収められている J. ムーアの3つの演説と J. マクレガーの演説の内容を時期ごとに比較検討することで明らかである。

J. ムーアは1983年11月の「なぜ民営化するのか」と題する最初の演説では競争をきわめて重視していた。それは職を作り出し、企業家精神を刺激して「近代化と技術的変化を強制」する特別に効率的なメカニズムである。そして競争が促進されらるならば、民営化の主要な利益は消費者にと

²¹ 雑誌スペクテイターとのインタビューで経済通貨同盟 (EMU) は全欧州を制覇するために西ドイツが仕組んだことだ、EC に主権を譲ることはヒトラーに支配されることと同じなどと発言した責任を取って7月14日辞任した(後任には、ピーター・リリー大蔵次官が就任する)。日本経済新聞、1990年7月16日。

²² HM Treasury, Privatisation in the United Kingdom, 1987.

ってのものであるとしていた。ところが1985年7月の「民営化の成功」演説では、民営化は多くの目的を促進することを企図し、「実践的かつプラグマティック」であるように注意されたとされているだけで、競争には触れていないのである。

さらに1986年4月の「民営化を通じての繁栄」演説では、依然として所有形態の変化を重視しているものの次のように述べている。民営化の「プログラムの目標はさまざまな手段で――競争によって、合理化とリストラクチュアリングによって、そして慎重にデザインされた調整制度 Reguratory Regimes によって、ビジネスと経済の効率性を増進することにある。・・・自然独占が存在するか、国内競争のいっそうの導入がイギリスの利害を傷つけるような水準の国際競争がある場合には、われわれは調整制度の導入に躊躇しなかった」、と。

最後に1986年12月の大蔵省付主席閣外大臣(Chief secretary)J. マグレガーの演説「国営企業と民営化」は、公的部門にとどまった主な国営企業の業績改善における政府の役割に触れて言う。われわれは「一般的な規制の枠組」を必要とする。だが、この「枠組の内部」で経営者と雇用者が自由であり、公的部門の内部でこれらの諸産業が「活発で効率的で成功的なビジネス」となることを欲する。

このように最近の二つの演説は市場原理とくに競争を重視した初期のレトリックに満ちたイデオロギー的言説に比べると、より実態に即した内容を含み効率性を主眼とする民営化の本質をそれなりに表現したものとなっている。すなわち、「慎重にデザインされた調整制度」「一般的な規制の枠組」という言葉が示すように、以前とは異なったかたちでのある種の政府介入が積極的に肯定される一方で、競争はせいぜい合理化、リストラクチュアリングなどとならんで効率化のための一手段とみなされているにすぎない。

要するにサッチャー政権下の民営化の本質・意義を単純に政府介入の縮小や所有形態の変化あるいは市場原理の適用といった抽象的次元で把握することはできないのである。

3. 経済的効率と民営化政策

さて大蔵省資料は民営化政策のこれまでの結果を、次のように概括している。1987年2月時点でイギリスを代表する主要14社が民営化され、その収益は110億ポンドに達した。今後はさらに年50億ポンドの売却が予定されている。こうして1979年時点での政府部門のほとんど三分の一約60万人が民間に転換し、イギリス経済に占める公企業の比重は大きく低下した。その結果、民間部門と公的部門のバランスに顕著な変化が生じた。それを戦後イギリスにおける「もっともラジカルな経済的変化」であり、「経済・産業構造のもっともラジカルな改革」の一つであると評価している。 Economist(1985年12月21日号)が予定通り進めば、第二次サッチー政権末期には「純粋な社会的・産業的革命」に至るであろうと述べた事態がほぼ現実になったのである。

そればかりかサッチャー政府は民営化政策の成功を次のように自画自賛している。たとえば J. ムーアは言う。民営化政策は「万能薬」ではないが,長期的な富と雇用(!)を確保する最善の基盤を提供する。それはイギリス経済の基軸的な諸分野の活動と効率性に根本的な変化をもたらしている。かっての反対者もいまやこの波にのろうとしているし,われわれが発展させてきた政策は世界中にますます広がっている。

確かに民営化企業のその後の収益は大幅に増大しているようである(第

²³ Ibid.

²⁴ J. マクレガーも次のように述べている。民営化企業の業績について全面的な評価をするには早すぎるが、われわれの 期待が実現していると信じられる理由がある。他国の政府にとって イギリスの例に 従うことがますます 説得的になっている。cf. *Ibid*.

第18表 民営化企業の税引き前利益(損失)の推移, 1981~86年 (単位;100万ポンド、財政年度末の数字)

		1					
民営化企業	(民営化の年)	1981	1982	1983	1984	1985	1986
						(民営化)	 以後)
ブリティッシ ース	ュ・エアロスペ (1981)	70.6	84.7	82.3	120.2	150.5	
ケーブルアン	ドワイヤレス (1981)	64.1	89.2	156.7	190.1	245.2	295
	・インターナシ (1982)	4.1	8.5	11.2	13.7	17.1	17.5
	フライト・コー (1982)	4.3	10.1	11.8	16.9	27.2	37
ブリトイ	ル (1982)	4371)	514	586	688	730	
アソーシエイティッシュ・	ティッド・ブリ エアポーツ (1983)	(10.3)	5.5	14.5	(6.4)	2)	17.2
エンタープラ	イズ・オイル (1984)	· —	- .	83.28)		138.5	111.1
ジャガ	- (1984)	(31.7)	9.6	50.0	91.5	121.3	
ブリティッシ		570	936	1,031	990	1,480	1,810
ブリティッシ	ュ・ガス (1986)	_	430	803	909	712	782
プリティッシ ズ	ュ・エアウエイ (1987)	(141)	(108)		185	191	195
		〈民宮以	則(全匪	的に公共	部門にあ	った最後	(の年)〉

注 1) 国営石油公社の一部。

資料: HM Treasury, Privatisation in the United Kingdom, Feb. 1987.

18表参照)。この点は、収益性の高い(少なくとも潜在的に)企業が優先的 に民営化されたことや、民営化以前(あるいは民営化時)に多くの企業で 25 「重要な"ドレッシング・アップ"」―年金基金へ積み上げ、設備投資さら に債務比率の減少による財務構造の安定化のために公的資金(民営化によ る収入を含めて)の支出一がなされたことが考慮されねばならないが、実

²⁾ 炭鉱ストの影響。

^{3) 8}ヶ月だけの数字。 ・HM 7

²⁵ K. Wiltshire, Privatisation: The British Experience, Longman Cheshire, 1987, p. 116. 林堅太郎, 前掲書, 218-219ページも参照。

際に総じて収益性が改善し効率が増進したことは否定できない。

だが当該企業の生産性が上昇し収益性が回復したとしても、サッチャー 政権下の狭義の民営化をその主因とみることには疑問がある。またいわゆ る民営化それ自体を「新しい産業政策」として経済産業構造を大きく変化 させたとの評価にもうなずき難いものがある。というのも民営化政策の基 本的性格とその意義を評価するためには、少なくとも以下のような諸点を 考慮しなければならないと考えるからである。

まず第1は、公企業の効率性をめぐってもっとも重要な要因の一つは、その経営・管理をめぐる問題である。たとえば、1984年電気通信法の審議過程でワインストック卿は BT がフランスや西ドイツの 国営企業より、設備投資、職員一人当たりの収益率と加入者数のいずれにおいてもはるかに劣っている点を指摘しつつ、効率的かどうかは何よりも経営管理の問題であるとして民営化を批判した。そして民営化企業たとえば BT の「成果」は民営化そのものによるというよりは、主として公企業のもとでの改革に多くを負っているともみられるのである。

さらにイギリス経済において戦略的な位置を占める主要な国家独占体の

²⁶ この点で(公企業としてとどまった企業の効率性が大きく上昇した点なども含めて)実態的にみて民営化政策の主眼である効率性に関する分析を欠いたままで、その二つの側面 すなわち、自由化=競争の導入と 私有化=株式売却と 財政赤字 PSBR の対立・矛盾を過度に重視して―そうした面があることは確かだが―中村太和氏のように次のように評価することは表面的で、新自由主義のレトリックないし理念にとらわれすぎているように思える。サッチャーの民営化政策を主導した政策目標は、株式売却による PSBR の削減であり、財政政策上のフリー・ハンドの入手である。この財政的、政治的論理の前に、新自由主義理念の中心である競争と効率、企業経営への政治的介入の除去は後景にしりぞかざるをえなかったし、それに失敗した、と。中村太和「サッチャー民営化政策の 性格規定」『経済理論』 236号(1990年7月)参照。

²⁷ K. Newman, The Selling of British Telecom, 1986. 〔児島仁監修『BT 株式上場の戦略』1987年, 17ページ〕K. ニューマン自身も効率性は, 所有形態よりむしろ経営のありかたにかかわる。「真の問題は、『なぜわれわれは効率的ですぐれた経営の公営企業を持てないのか』ということである」と述べている。cf. Ibid. (邦訳, 17ページ, 244-245ページ。)

いわゆる民営化においては、競争が必ずしも重要性を持たなかっただけでなく、黄金株や新たな規制機関などにより政府介入の余地が残されたのである。この点ではレトリックはどうであれ民営化(広く民活化)の目的は、「『国家の有害性』を論拠に、公共セクターの解体をつうじ私的な利権の構造を再構築する」ことにあり、福祉国家の官僚制をあらためてこの方向で再建・強化するものである。こうしてたとえば、電気通信庁の設置にみられるように「国家の官僚機構を政策・監督官庁化しつつ、他方で、公共的統制から格段に自由に、しかも企業的論理で事業活動を展開できる余地を従来の官僚機構に代えてあらたにつくりだしつつある」といえよう。

この点とも関連して第2に民営化政策の意義は、疑似民営化をふくめてより広い視野から考察されねばならない。J. ムーアや J. マクレガーの次のような指摘に注目することが必要であろう。すなわち、「民営化の準備の一部であろうとなかろうと」1979年以後公企業の業績・生産性は大きく改善されたが、それは政府によって設定された業績目標のもとで刺激された産業における「良い経営」によってもたらされたものである。

また1987年9月にフランスのボルドーで開かれた公共・共同経済研究国際センター CIRIEC においてロンドン・ビジネス・スクール経営戦略センター教授ジョン・ケイも次のように報告している。1979年当時公共部門に属した企業の中でもっとも著しい生産性上昇を達成したのは民営化されなかった企業がほとんどである。石炭、鉄道、鉄鋼、郵便の諸部門はいずれも1970年代と比べて、また他のほとんどの私企業と比べても、高い労働生産性を示した。とくに鉄鋼部門の生産性は、1968-78年に-2.5%であっ

²⁸ 林堅太郎, 前掲書, 23ページ。

²⁹ 同上、25ページ。

³⁰ 尾上久雄「『公』『私』を包む新システムを考えるとき」『エコノミスト』1988年 11月22日号による。なお尾上氏は、この点について「影の競争の効果」を指摘し ているが、それはせいぜいごく限定的な意味を持つ場合があるにすぎないであろ う。

第19表 国営企業の生産性¹⁾の動向(年平均変化率), 1978/79~1986/87年

(単位:%)

年	国営企業2030	製造業	経済全体2042
1978/79	3.2	1.7	1.7
1979/80	0.1	0.9	0.7
1980/81	-0.5	-5.3	-3.8
1981/82	6.5	6.9	3.5
1982/83	2.4	6.4	4.0
1983/84	7.2	8.3	4.0
1984/85	6.0	4.8	2.9
1985/86	9.6	2.4	1.1
1986/87	6.2	4.8	3,6
1979/80~1986/87 (平均)	4.7	3.7	2.0

- 注 1) 雇用者一人あたり産出高。
 - 2) 炭坑ストの影響を調整。
 - イギリス造船と Girobank を除く1987/88年末の公共部門の 諸産業。
 - 4) 北海油田及び非営業公共部門を除く。

資料: HM Treasury, The Government's Expenditure Plans 1988/89 to 1990/91, Vol. I, 1988, p. 86.

たのに対して、1978-85年には12.5%の上昇を示した。

実際,第19表によれば1979/80-1986/87年における国営企業の生産性上昇率 (年平均)は4.7%で、経済全体の2.0%はもとより製造業の3.7%を大きく上回っている。厳密に言えば公企業とくに郵便のような部門を他の私企業と比較すること自体問題であるとしても、公的部門にとどまった企業の業績が改善され、生産性が急速に上昇したことは明らかである。サッチャー政府のもとでミクロ経済的効率性が重視され、公企業のコマーシャリゼーション戦略の継続強化が徹底的に推進されたことを反映するものであろう。たとえばBSCの場合それは、何よりも過剰設備、非効率的プラントの切り捨てに基づく人員削減を意味した(むろん一面ではコーポレ

ート・プランにより近代化投資も行なわれたが)。この点は全国石炭公社の場合もまったく同じである。

第3に1970年代に著しく生産性上昇率が鈍化した民間製造業部門においても、急速な生産性上昇と収益性の回復が実現した。むろんこれは究極的にはイギリス経済の活性化を意図した民営化政策それ自体の成果ではありえない。サッチャー・マネタリズムによる深刻な不況さらに労使関係政策の展開を背景とした、経営優位のもとでのドラスチックな減量合理化による稼動率の上昇、それをてことした景気回復と一定の投資増や部分的にはME 革命の進展に基づくものであった。同時にそれはテーク・オーバーによる独占体制のいっそうの高度化の過程でもあった。

第4にそもそも民営化の論拠とされた公企業が民間企業に比して非効率で業績が悪いという主張は、すくなくともある程度まで「皮肉なパラドックス」である。なぜなら、ごくあらっぱくみればイギリス資本主義の歴史的な相対的衰退、民間企業のまさに「市場の失敗」――不正確な表現であるが流行の言葉にしたがえば――こそが戦後において多くの公企業を生みだしたのだから。そしてこの公企業を重要な要素とした福祉国家体制のもとで、1970年代に至るまでイギリスはほぼ完全雇用を達成したのみならず、この時期に――すくなくともイギリス資本主義の歴史に照らして言えば――高成長をとげたのである。

もちろん世界資本主義の黄金時代たるこの時期においてもイギリス経済は相対的衰退を免れなかったが、その主要な原因を公企業自体その非効率に帰すことはできない。このことは公企業の運営・管理に問題がなかったことを意味しない。戦後イギリスの福祉国家体制における公共部門とりわけ公企業の官僚主義的弊害を問題にしたかぎりで、サッチャリズムの主張はおそらく妥当であったといわねばならない。ともあれ鉄鋼業を別とすればほとんどすべて民間企業が支配していた製造業の衰退が顕著であったこ

とから、この点に疑問の余地はありえない。ノーマン・テビット産業相 (当時)の言うごとく「国営企業は長年にわたって国民の期待を裏切って きた」とするならば、民間企業もまた同様である。

とくに BT などの民営化の場合には、技術革新を背景に公私間のバラ31 シスの改変を媒介にした社会的分業の再編とみることもできるが、それを一般化することはできないであろう。イギリスの経済・産業構造において公企業の比重が減少したこと自体の意義を重視することには基本的に疑問があるのである。

こうした諸点を踏まえつつ、われわれは民営化政策をどのように評価すればよいであろうか。確かに民営化政策は「小さな政府」論にたって政府・公共部門の巻き戻しを主張したサッチャリズムを象徴するものとして、一般的に言えば政府介入の縮小を基調とするものであった。それは戦後イギリスの社会・経済体制の再編を意図したものであり、それまで国有化問題が現実政治のうえでは「政治的フットボール」でなかったかぎり、戦後体制との断絶という面を有している。

しかし、民営化政策の基本的性格とその本質的意義は、民営化一私有化 に焦点をすえるのではなくより広い視野にたって究明されねばならない。

眼目とされた効率性に即して言えば、競争や所有形態の転換自体はそれほど重要な効果を持ったとは思えない。おそらくその「成果」は、基本的にいわゆる民営化の有無にかかわらず、レトリックに満ちた新自由主義的言説によって社会的・心理的雰囲気を変えつつ、I. マクレガー(BSC)やJ. ジェファーソン(BT)等の強力な経営陣のもとでミクロ経済的効率性が重視され、一一民間企業の場合と同様に一一減量合理化というごく平凡な古典的手段をドラスチックに推進したことによる、と概括できよう。そ

³¹ B. Fine with K. O'Dnell, The Nationalized Industries, The Peculiarities of the British Economy, ed. by B. Fine and L. Harris, 1985, pp. 161-162.

れゆえ民営化研究の深化のためには減量合理化の実態を具体的に分析する なかで、政府介入のあり方や経営・管理の変化を明らかにすることが必要 である。

サッチャリズムの重要な一面がスタグフレーションを背景とした「意識的な失業者創出策」にあったとするならば、民営化政策こそそれを直接的な意味で担うものであった。大蔵省資料は60万人が民間に転換したと述べているが、それは民営化政策の本質的な意義を見誤らせる偽りの言葉である。

正確にはたとえば次のように語るべきであったろう。

BT では成長産業でありながら民営化までの3年間に約1万人,民営化後は年5000人の人員削減が行なわれた結果,1981年度の従業員25.2万名が1985年度には23.6万名に減少した。またBSCでは公企業であった1980年3月から1985年3月の5年間に過剰設備の大幅な削減とともに実に約10万人も減少したが,そのうち子会社等の売却(部分的民営化)による民間部門への転換はわずかに1.3万人であった。すなわち,実質でも8万人以上の削減である。

こうして、1978-1986年度に公企業の雇用者は実に206.1万人から119.9万人に激減したが、それは単なる民間企業への転換だけによるのではない。「小さな政府」にむけて中央政府の公務員が73.4万人から59.7万に約14万人も減少して削減計画をほぼ達成したように、民営化の過程でまた公企業として残ったところでも「過剰人員」の削減が強行されたのである。その結果、イギリスの公共部門の雇用者数(非軍人)は、703.9万人から622.4万人に減少した。

民営化政策の基本的な性格とその意義をこのように理解するならば、また公企業が重要な位置を占めるに至った歴史的経緯と現時点におけるイギ

³² 経済企画庁調査局編『世界経済レポート』(1988年版) 128ページ。

リス産業の脆弱性を考えれば、それを経済・産業構造のラジカルな改革と 評価することはとうていできない。

むろん民営化政策のもとで効率と業績が大きく改善された限りで、おそらくイギリス経済の活性化にも一定の寄与をなしたであろう。しかし、それが消極的な減量経営をこえてどこまで経営・管理の改革あるいは技術革新を背景とした近代化・設備投資に基づくものであったかは疑問である。そして国際競争という視点からみる時主要な民営化企業に対する黄金株という形態での介入は――それが外国資本によるテーク・オーバーの阻止を意図したことから言えば――、イギリス企業の脆弱性はマネタリズムに立つサッチャー政権においても市場原理の徹底を許さなかったといえるかもしれない。

こうして効率性を主眼としたサッチャー政権の民営化政策にも、大きな限界があるように思われる。とはいえ、われわれは民営化政策をめぐる真の問題をそこにみているわけではない。問題は ME 革命のもと社会が流動化し、変容しつつある中で「効率性とはいったい何なのか」「だれのための何のための効率か」を生活と労働の社会的見地にたって根底的に問い返すことでなければならない。それは大量失業に明示された現代資本主義(福祉国家体制)の歴史的限界をみすえつつ、またニール・キノックのもと「効率と社会正義の両立」を唱える労働党の現路線を越えて生活のビジョンとして"社会主義"をよみがえらせることであろう。